

男女共同参画会議 第10回重点方針専門調査会	資料3
平成29年9月14日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進

- a) **非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等**

（厚生労働省説明資料）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 4
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善
細項目	①	<p>①非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等 <u>非正規雇用で働く労働者の待遇を改善し、女性の多様な働き方の選択を広げるべく、「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金の実効性を確保するための関連法案を早期に国会に提出する。</u></p> <p>また、キャリアアップ助成金を活用し、引き続き非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善、人材育成に取り組む事業主に対する助成を行うとともに、労働契約法に基づく無期契約への転換が平成30年度から本格化することを踏まえた周知徹底、導入支援、相談支援を実施する。さらに、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う。</p>
該当施策名(事業名)	同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業	
該当施策の背景・目的	平成29年3月に働き方改革実現会議において決定された、「働き方改革実行計画」に「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。」とされている。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 462,940 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※ — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	○	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・シンクタンク等に委託し、同一労働同一賃金の導入に向けて課題を抱える業界に対し、その課題の解消に資する様々な賃金制度等の待遇全般の点検等について、業界ごとの特性を踏まえた同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、各業界の中小企業等が、混乱が生じないためにマニュアルの周知啓発を図る。 ・企業における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談に対応するため、都道府県労働局において、雇用均等指導員を配置する。 ・都道府県労働局において説明会の開催や、リーフレット等を作成し、広く周知を図る。 	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	3-4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

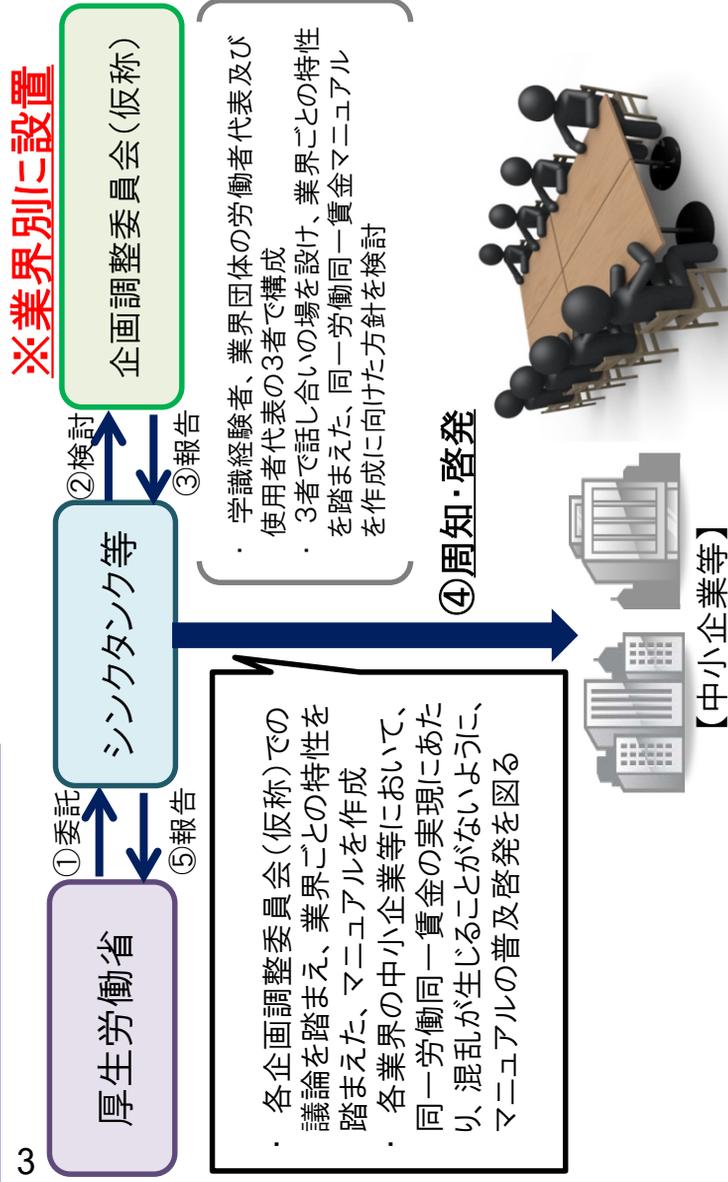
同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業

平成30年度要望額 462,940(新規)千円

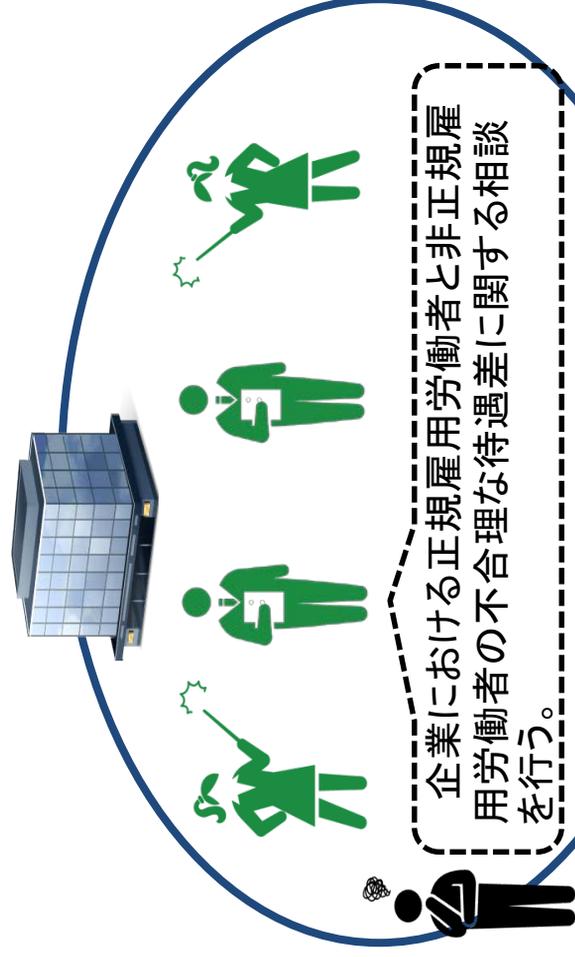
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者)の不合理な待遇差の是正を目指す同一労働同一賃金の実現に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行う必要がある。
- 各企業が、賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うことができるよう、業界別の同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、周知啓発を図るとともに、都道府県労働局においても、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談に対応するため、雇用均等指導員を配置する。
さらに、説明会の開催やリーフレット等を作成し、広く周知を図る。

委託事業スキーム

3



雇用均等指導員の配置



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 5																														
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍																														
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進																														
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善																														
細項目	①	<p>①非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等 <u>非正規雇用で働く労働者の待遇を改善し、女性の多様な働き方の選択を広げるべく、「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金の実効性を確保するための関連法案を早期に国会に提出する。</u></p> <p>また、キャリアアップ助成金を活用し、引き続き非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善、人材育成に取り組む事業主に対する助成を行うとともに、労働契約法に基づく無期契約への転換が平成30年度から本格化することを踏まえた周知徹底、導入支援、相談支援を実施する。さらに、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う。</p>																														
該当施策名 (事業名)		パートタイム労働対策の推進																														
該当施策の背景・目的		<p>パートタイム労働者は雇用労働者全体の約3割を占め、基幹的な働き方をする者も増加しており、我が国の経済に果たす役割の重要性も増大している。パートタイム労働は就業時間に制約のある者が従事しやすく、自らその働き方を選択している者も多い一方で、現状では待遇が働きや貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保が求められる。また、非自発的にパートタイム労働に就く者も存在することから、パートタイム労働者の希望に応じて、正社員への転換も含むキャリアアップが図られることが必要である。</p> <p>本施策では、パートタイム労働者を雇用する事業主等に対し、均等・均衡待遇の確保、パートタイム労働者の希望に応じた正社員への転換及びキャリアアップの一層の推進を図るための取組を実施する。</p>																														
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>○</td> <td>法令・制度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額:</td> <td>739,743 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額:</td> <td>709,995 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>691,636 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額:</td> <td>556,074 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合:</td> <td>80.4 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> <td>—</td> </tr> </table>	○	法令・制度改正		—	税制改正要望		○	予算			30年度要求予算額:	739,743 千円		29年度予算額:	709,995 千円		28年度歳出予算現額※1:	691,636 千円		28年度決算額:	556,074 千円		使用割合:	80.4 %	—	機構定員要求		—	その他(具体的に)	—
○	法令・制度改正																															
—	税制改正要望																															
○	予算																															
	30年度要求予算額:	739,743 千円																														
	29年度予算額:	709,995 千円																														
	28年度歳出予算現額※1:	691,636 千円																														
	28年度決算額:	556,074 千円																														
	使用割合:	80.4 %																														
—	機構定員要求																															
—	その他(具体的に)	—																														
該当施策概要		<p>短時間労働者について正社員との均等・均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助を行うとともに、短時間労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組の促進、職務分析・職務評価の普及・導入支援、短時間労働者のキャリアアップを支援する事業の実施や、パートタイム労働者の雇用管理改善に資する情報や、パートタイム労働者のキャリアアップに必要な情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」を運営する。</p>																														

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	59	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	3	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	3-4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

パートタイム労働対策の概要

- パートタイム労働者数は**近年増加傾向**にあり、平成28年には**雇用者総数の約3割**
- パートタイム労働者の**約7割が女性** ●基幹的役割を担うパートタイム労働者も存在

パートタイム労働法の履行確保

パートタイム労働法

パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る

- パートタイム労働法の周知徹底
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員転換推進措置の徹底等、事業主に対する適切な指導等を実施
- パートタイム労働者雇用管理改善マニュアル等を活用し、雇用均等指導員が、パートタイム労働法に沿った雇用管理改善に取り組む事業主を支援

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等に取り組む事業主への支援

【パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組の促進】

- 「パート指標」や「パート労働者活躍企業診断・宣言サイト」の活用を促進する。
- パートタイム労働者のキャリアアップに資する制度整備に取り組む事業主を支援する。

【職務分析・職務評価の導入促進】

- 事業主に対する職務分析・職務評価のコンサルティングを通じた導入支援を行うとともに、セミナー等による周知を一体的に実施する。
- 【パート労働ポータルサイトによる情報提供】
- パートタイム労働者の雇用管理改善に関する情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」の利用促進を図る。

短時間正社員制度の導入・定着支援

- 導入支援マニュアルの配布、業界を絞った普及啓発、制度導入検討企業のためのコンサルティング・支援、コンサルティング結果を活用した業種別モデル事例集の充実等

●キャリアアップ助成金の活用

*「短時間正社員」とは、他の正規型のフルタイムの労働者と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する者

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍																						
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進																						
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善																						
細項目	①	<p>①非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等 非正規雇用で働く労働者の待遇を改善し、女性の多様な働き方の選択を広げるべく、「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金の実効性を確保するための関連法案を早期に国会に提出する。</p> <p>また、キャリアアップ助成金を活用し、引き続き非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善、人材育成に取り組む事業主に対する助成を行うとともに、労働契約法に基づく無期契約への転換が平成30年度から本格化することを踏まえた周知徹底、導入支援、相談支援を実施する。さらに、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う。</p>																						
該当施策名(事業名)		キャリアアップ助成金の拡充																						
該当施策の背景・目的		<p>非正規雇用で働く方のうち、約8割は多様な働き方として非正規雇用を自ら選択している。しかし、不本意ながら非正規雇用で働く方がいるのも事実であり、正社員を希望する方々については正社員転換を推進するとともに、非正規雇用を選択する方々について待遇改善を進めることが重要である。</p>																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 83,474,083 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 67,007,503 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1 41,045,208 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 48,547,027 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: 118.3 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 83,474,083 千円		29年度予算額: 67,007,503 千円		28年度歳出予算現額※1 41,045,208 千円		28年度決算額: 48,547,027 千円		使用割合: 118.3 %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 83,474,083 千円																							
	29年度予算額: 67,007,503 千円																							
	28年度歳出予算現額※1 41,045,208 千円																							
	28年度決算額: 48,547,027 千円																							
	使用割合: 118.3 %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要		<p>事業所内に、有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを行った場合に助成金を支給する。</p> <p>平成30年度は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を一層進めるため、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充などを行うこととしている。</p>																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	58	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	3-4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

キャリアアップ助成金について

平成30年度要求額：835億円（29年度予算額660億）

○ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容	助成額
正社員化支援	正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用	①有期→正規：1人当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ②有期→無期：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） ③無期→正規：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） <small>（注）転換前の期間が3年以下に限るとともに、正規への転換にあっては、転換前の賃金と比較して5%以上増額していることを要件に追加</small> <small>（注）1事業所当たりの当たりの上限人数を、15人→20人に拡充</small> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28.5万円<36万円>（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：1人当たり9.5万円<12万円>（大企業も同額）、②③：1人当たり4.75万円<6万円>（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）加算
人材育成支援	人材育成コース ※ 30年度から「人材開発支援助成金」に統合	OFF-JT 賃金助成：1h当たり760円<960円>（475円<600円>） 経費助成：実費助成 ※訓練時間に応じて1人当たりの額を限度 【 】は有期実習型訓練後に正社員等に転換された場合 100時間未満の場合 10万円（7万円） 15万円（10万円） 200時間以上の場合 30万円（20万円） 50万円（30万円） OUT 実施助成：1h当たり760円<960円>（665円<840円>）
9	賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	①全ての賃金規定等改定： 対象労働者数が 1人～3人：9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） 7人～10人：28.5万円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：2.85万円<3.6万円>（1.9万円<2.4万円>）×人数 ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 対象労働者数が 1人～3人：4.75万円<6万円>（3.325万円<4.2万円>） 4人～6人：9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 7人～10人：14.25万円<18万円>（9.5万円<12万円>） 11人～100人：1.425万円<1.8万円>（0.95万円<1.2万円>）×人数 ※ 中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.425万円<1.8万円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>）加算
処遇改善支援	健康診断制度コース 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施 賃金規定等共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用 諸手当制度共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用 選択的適用拡大導入時処遇改善コース 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施 短時間労働者労働時間延長コース 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>） 1事業所当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ※ 対象労働者1人あたり、2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）の加算措置を追加 1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>） ※ 対象労働者1人あたり、1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）の加算措置を追加 ※ 同時に2つ以上の諸手当を導入した場合に、2つ目以降の手当1つにつき、 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）の加算措置を追加 1人当たり 3%以上：1.9万円<2.4万円>（1.425万円<1.8万円>） 5%以上：3.8万円<4.8万円>（2.85万円<3.6万円>） 7%以上：4.75万円<6万円>（3.325万円<4.2万円>） 10%以上：7.6万円<9.6万円>（5.7万円<7.2万円>） 14%以上：9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 1人当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成1時間以上2時間未満：3.8万円<4.8万円>（2.85万円<3.6万円>） 2時間以上3時間未満：7.6万円<9.6万円>（5.7万円<7.2万円>） 3時間以上4時間未満：11.4万円<14.4万円>（8.55万円<10.8万円>） 4時間以上5時間未満：15.2万円<19.2万円>（11.4万円<14.4万円>）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 7															
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍															
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進															
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善															
細項目	①	<p>①非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等 非正規雇用で働く労働者の待遇を改善し、女性の多様な働き方の選択を広げるべく、「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金の実効性を確保するための関連法案を早期に国会に提出する。</p> <p>また、キャリアアップ助成金を活用し、引き続き非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善、人材育成に取り組む事業主に対する助成を行うとともに、<u>労働契約法に基づく無期契約への転換が平成30年度から本格化することを踏まえた周知徹底、導入支援、相談支援を実施する。</u>さらに、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う。</p>															
該当施策名(事業名)	「多様で安心できる働き方」の普及拡大事業																
該当施策の背景・目的	<p>雇用が安定し処遇も高いが、長時間労働が見られる正社員と、雇用が不安定で処遇が低く、能力開発の機会が少ない非正規雇用労働者という、働き方の二極化を解消し、雇用形態にかかわらず、安心して生活できる「多様な正社員」制度等の普及・拡大を図る必要がある。</p>																
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正															
	—	税制改正要望															
	○	<p>予算</p> <table border="0"> <tr> <td>30年度要求予算額:</td> <td>77,770</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>29年度予算額:</td> <td>90,883</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>174,391</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>28年度決算額:</td> <td>126,138</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>使用割合:</td> <td>72.3</td> <td>%</td> </tr> </table>	30年度要求予算額:	77,770	千円	29年度予算額:	90,883	千円	28年度歳出予算現額※1:	174,391	千円	28年度決算額:	126,138	千円	使用割合:	72.3	%
30年度要求予算額:	77,770	千円															
29年度予算額:	90,883	千円															
28年度歳出予算現額※1:	174,391	千円															
28年度決算額:	126,138	千円															
使用割合:	72.3	%															
	○	機構定員要求															
	—	その他(具体的に)															
		—															
該当施策概要	<p>・「多様な正社員」制度を導入している企業等を招き、企業における導入支援を促進するためのシンポジウムを開催し、「多様な正社員」制度の導入及び非正規雇用労働者の正社員転換等のためのノウハウ等の浸透を図る。</p> <p>・「多様な正社員」制度に係るモデル就業規則のパンフレットの普及や、導入取組事例、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の事例を収集しホームページに掲載し、普及拡大を図る。</p>																

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	3-4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

背景

平成30年度概算要求額 77,770千円（90,883千円）

- 雇用が安定し処遇も高いが、働き方の拘束性が高く長時間労働がみられる正規雇用労働者と、雇用が不安定で処遇が低く、能力開発の機会が少ない非正規雇用の労働者という働き方の二極化の解消を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」において、多様な正社員制度の導入等の支援を強化することされている。
- 平成30年度は、「多様な正社員」制度に係る導入や非正規雇用労働者の正社員転換等の事例の収集を行うとともに、シンポジウムや企業向けセミナーを開催し、「多様な正社員」や非正規雇用労働者の正社員転換等に対するノウハウ等の浸透を図る。

取組概要

○「多様な正社員」制度を導入している事例の収集、非正規雇用労働者の正社員転換等の事例の収集等



取りまとめた成果の周知・啓発等

○ホームページの更新・運営

- ・「多様な正社員」の導入事例、非正規雇用労働者の正社員転換等の取組を行っている事例等を掲載し、周知・啓発を図る

○シンポジウムの開催

- ・全国主要地域において、企業、有識者、マスコミ等を参加者として、シンポジウムを開催し、「多様な正社員」の導入や非正規雇用労働者の正社員転換等に対する社会的気運の醸成を図る

○企業向けセミナーの開催

- ・事例や雇用管理上の留意点を活用し、都道府県労働局においてセミナーを実施し、多様な正社員の普及拡大を図る

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 8
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善
細項目	①	<p>①非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等 非正規雇用で働く労働者の待遇を改善し、女性の多様な働き方の選択を広げるべく、「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金の実効性を確保するための関連法案を早期に国会に提出する。</p> <p>また、キャリアアップ助成金を活用し、引き続き非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善、人材育成に取り組む事業主に対する助成を行うとともに、労働契約法に基づく無期契約への転換が平成30年度から本格化することを踏まえた周知徹底、導入支援、相談支援を実施する。さらに、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う。</p>
該当施策名 (事業名)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(仮称)	
該当施策の背景・目的	平成29年3月に働き方改革実現会議において決定された、「働き方改革実行計画」に「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。」とされている。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 1,168,182 千円
		29年度予算額: 694,146 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
○	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	非正規雇用労働者の処遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	3-4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(仮称)

平成30年度概算要求額 1,168,182千円(694,146千円)

「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の技術的な相談支援を行うため、「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。

働き方改革推進支援センター(仮称)の設置

